



平成 29 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 三井金属エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒 木 潤 一
(コード番号 1737 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 水 木 哲 郎
(TEL 03-5610-7832)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備するとともに、全国証券取引所の「売買単位の 100 株への移行期限の決定について」が示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 4 月 1 日 (土)

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 29 年 4 月 1 日 (土) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

変更前	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
[新設]	附則 <u>第1条 第8条の変更は、平成29年4月1日をもって効力を生じるものとし、当該効力発生までは従前通り次のとおりとする。</u> (単元株式数) <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>第2条 本附則は、第8条の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成29年4月1日(土)

以上